

2017年9月定例県議会 代表質問

2017年9月21日

日本共産党 宮川えみ子県議

宮川えみ子です。日本共産党県議団を代表して質問を行います。

弾道ミサイル発射、核実験強行など、北朝鮮の相次ぐ暴挙に厳しく抗議いたします。米朝間で軍事的衝突が起こる潜在的危険が強まっています。今の最大の危険は、当事者たちの意図に反して、偶発的な事態や誤算などで軍事的衝突が引き起こされる現実の可能性が強まっていることです。軍事的衝突で一番深刻な被害を受けるのは韓国と日本です。

安倍首相は昨日の国連での演説で、今は対話の時でない、トランプ大統領と同じく軍事一辺倒の圧力強化呼びかけましたが非常に危険です。今こそ対話に踏み切るべきとアメリカに説くべきです。対話は北朝鮮への譲歩ではありません。まして核武装を容認する事でもありません。小泉政権下で対北朝鮮外交を担った田中均元外務審議官は、外交的解決を見出すことは最優先課題で唯一の重要手段、と強調しています。スイスのロイトハルト大統領も「直接対話するための仲介役として活動する用意がある」と発表しています。

今年の7月7日、人類史上初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約が国連会議で122か国の圧倒的賛成で採択されました。条約はその前文で、核兵器の非人道性を厳しく告発し、国連憲章、国際法、国際人道法に照らし違法性を明確にし、核兵器の開発・実験・生産・製造・取得・所有・貯蔵・使用・使用の威嚇、締結国の領土と管轄地域への配置・導入・配備の許可を禁止し、核兵器に「悪の烙印」を押しました。

国連加盟国193か国中、63%の参加での採択ですが、条約の締結会議に参加しなかった核保有国とその同盟国に対しても、門戸は開かれてる、条約はスタートであり、それぞれの国で論議を尽くし、参加する政府をつくってほしいと呼びかけております。

北朝鮮の核実験と核ミサイル発射はこの国連条約に真っ向から反するものです。同時に対話を否定し北朝鮮問題をもっぱら軍拡と改憲に利用するという安倍政権の態度は、国民の命と安全を守ることに責任を負わず平和の流れに逆行するものです。

一、核兵器禁止条約について

日本政府が唯一の戦争被爆国であるにもかかわらず、歴史的な核兵器禁止条約に背を向ける態度をとっていることは、内外の強い失望と批判を招いています。日本政府の参加を求める原水爆禁止日本協議会のヒバクシャ署名は、駅前などでも高校生や買い物客など驚くほどの反響で広がっています。日本が被爆国の役割を発揮するよう、核兵器禁止条約への署名を国に求めるべきと思いますが知事の考えを尋ねます。

さて、安倍首相は、28日召集予定の臨時国会の冒頭に衆議院を解散する意思を固めたといいます。10月10日公示、22日投票が有力視されています。今回の解散は、野党が憲法53条に基づく手順を踏んで求めた臨時国会召集も無視し、「森友・加計」疑惑の真相究明にフタをしたまま、宿願の憲法改定を狙った党略的な対応です。同時にそれは、安倍政権による国政私物化と憲法破壊の政治への厳しい批判、都議選での自民党の歴史的惨敗・追い込まれた結果での解散です。安倍政権の下で深刻になっている平和・安全・暮らしを守るためにわが党は全力を尽くす決意です。

二、「働き方改革」について

「働き方改革」についてです。

電通の高橋まつりさんの過労自殺が大きな問題になりましたが、その後も、勤務医や新国立競技場の現場監督の過労自殺、トラック運転手の月100時間以上の残業での過労死などが相次いでいます。

ところが安倍内閣は働き方改革と称して、高度プロフェッショナル制度を導入するという名目で何時間働いても一定時間しか働いたことにならない裁量労働制を拡大する「残業代ゼロ法案」と、残業時間の上限を80時間の過労死ラインを大幅に超え、月100時間まで働かせる「残業時間規制法案」を狙っています。これではますます過労死や過労自殺を増やすことになってしまいます。

過労死や過労自殺につながる長時間労働は、福島県でも蔓延しています。

福島労働局は8月8日、初めて長時間労働が疑われる事業所に対する監督指導結果を公表しました。昨年度分の調査ですが、長時間労働が疑われる517事業所で実施した中で、37.1%が違法な時間外労働を確認し、このうち月80時間超えは72.9%、100時間超えは56.8%、200時間超えも1.6%の3事業所でした。

働く県民の健康と命を守るために、時間外労働の上限を週15時間、月45時間とす

る法制化と勤務間インターバル11時間の確保を国に求めるべきと思いますが県の考えをお聞きします。

福島労働局と連携し、長時間労働の是正に取り組むよう各事業所に要請すべきと思いますが県の考えを尋ねます。

三、教員の多忙化解消について

教員の多忙化解消についてです。

文科省が本年4月に発表した「教員勤務実態調査」によると、小中学校教員の在校時間が長時間に及ぶ深刻な状況がありました。本県でも、県立高校の現場からは、在校時間が月200時間を超える教員もいるとの報告です。県教育委員会では、本年度教職員多忙化解消プロジェクトチームを設置し、多忙化解消に向けて具体的な方策を検討し、アクションプランを年度内に策定すると聞いています。

県教育委員会が実施した教員の勤務実態調査の結果について尋ねます。

県教育委員会は勤務実態調査を踏まえ、教員の多忙化解消に向け、どのように取り組んでいくのか尋ねます。

公立中高等学校の部活動において教員の多忙化を解消するため、週一回の休養日の設定を確実に進めるべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

四、原発問題について

原発問題についてです。

大震災原発事故から6年半ですが、溶け落ちた核燃料は依然としてわからず、昨日の報道では、1・2号機のプールに保管されたままの使用済み核燃料の2020年の取り出し開始は延長、第一原発の廃炉に向けた中長期ロードマップも変更、30～40年で終わるとする廃炉計画も見直しをせまられています。

また、さる9月6日、福島大学が発表した双葉郡7町村に行った住民調査では、原発の廃炉まで事故が起きないかの不安が70%、また、健康や介護の不安は半分以上、人間関係で困っている35%、生産年齢で無職が震災前の3倍、今後の生活の不安が74%となっています。時間がたっても解消しないどころか深刻化し新たな問題も発生し

ています。

日本共産党県議団は、7月18日～19日にかけて新潟県庁を訪問・調査に行きました。新潟県の米山知事は規制委員会がどんなに厳しく審査をしても事故の確率を下げるだけで事故はゼロにできない、福島で起きた事は新潟でも起こりえると、①福島第一原発事故の徹底的な検証②原発事故が県民の健康と生活に及ぼす影響の徹底的な検証③万一事故が起こった場合の安全な避難方法の徹底的な検証、これらがなされない限り、再稼働の議論ははじめられないという立場を改めて確認してきました。

原子力規制委員会は、東京電力が再稼働を目指す柏崎刈羽原発6・7号機について、早ければ27日にも事実上の合格を承認する見通しです。これら規制委員会の対応について福島事故究明も不十分なままの、県民の声を置き去りにしたものと批判の声が上がっています。

私どもは、これまでも「規制基準」そのものが重大事故へのまともな備えがない、住民の避難の義務付けがないなど厳しく指摘してきましたが、加えて二つの大きな問題があります。

一つは、東電が廃炉をやりきる具体的な「覚悟」も「実績」も示すことができないにも関わらず、「適合性」を容認できるのか、規制委員長自らの7月10日の発言に照らしてもまったく道理がありません。

二つは、事故処理や賠償のための費用を捻出するために再稼働が必要という東電の主張を、規制委員会が受け入れることです。これは事故被害者を愚弄するものです。原発の安全性を技術的に審査する規制委員会の任務の逸脱であります。

柏崎刈羽原発の再稼働中止を国や東京電力に求めるべきですが知事の考えを尋ねます。

東電新経営陣は、就任早々トリチウム汚染水の海洋放出を判断していると発言したり、避難の実態を知らなかったり、県民の大きな批判を浴び撤回をしましたが、東京電力の新経営陣による「原発を動かすのも東電の責任」との発言の撤回を求めるべきと思いますが県の考えを尋ねます。

原発の再稼働を柏崎刈羽原発まで広げようとしている中、福島第二原発の再稼働も狙われているのではないかとこの県民の不安が広がっております。

福島第二原発の廃炉を東京電力の新経営陣に対し改めて求めるべきと思いますが県の考えを尋ねます。

五、「エネルギー基本計画」について

「エネルギー基本計画」の見直しについてです。

安全神話をふりまいてきた内閣府の原子力委員会は、福島原発事故後休止していましたが7年ぶりに、原発を使い続ける、事故処理費用を国民に付け回すなど政府の取り組みを説明した「2016年版・原子力白書」を9月14日発表しました。

また、経済産業省の総合資源エネルギー調査会では「エネルギー基本計画」改定の結論を年度内に出すとしていますが、安倍政権の原発に固執した現行計画は変えないとしています。しかし、この3年間でエネルギー環境は激変しました。基本計画が主張していた原発停止による4兆円の「国富流出論」は、世界的な資源価格低迷で事故前を下回り、需要電力も連続で減り続けています。輸出を当て込みアメリカの原子炉メーカーを巨額買収した東芝は経営危機に瀕しています。原発や石炭火発にまっしぐらでは、再生エネが主役という世界の流れに逆らうものです。高速増殖炉は廃炉が決まり、増え続けている使用済み燃料・プルトニウムの処分に困りきっています。

「エネルギー基本計画」の見直しに当たっては、原発を重要なベースロード電源としないよう国に求めるべきと思いますが県の考えをお聞きします。

六、賠償問題について

賠償問題についてです。

原発事故後の福島の経済指標(ふくしま復興のあゆみより)をみると、震災前比では、観光客入込数は88%、教育旅行53.7%、実宿泊数は全国がプラス10.3%なのに福島県はマイナス25.2%で、産出額は農業84.1%のうちコメは71.2%、林業73.9%、鉱工業85.1%となっています。

また、県商工会連合会が行ったアンケートでは、避難区域内の半数の業者が休業中で、避難区域外でも7割が売り上げ減、その6割が賠償未請求といます。

賠償請求書を東電福島事務所にもらいに行くと2倍相当分の人しか渡せないと言い、「損害がある限り賠償する」との指針は言葉だけです。東電は、一時的な売上げ増や営業形態の変更を理由に多くの事業者を賠償対象外としています。

商工業等の営業損害について、未請求者や請求しても賠償されない事業者に対する丁

寧な対応と的確な賠償を行うよう東京電力に求めるべきと思いますが県の考えを伺います。

また、避難指示区域外における農林業に係る営業損害について、来年1月以降の賠償基準を速やかに示すよう東京電力に求めるべきと思いますが県の考えを尋ねます。

病院の営業損害について、賠償の打ち切りを行わないよう国及び東京電力に求めるべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

原発事故による営業損害に対する賠償金を、非課税とするよう国に求めるべきと思いますが県の考えをお聞きします。

七、除染対策について

除染対策についてです。

避難解除され戻った方々からも、ホットスポットがある、再除染をしないと安心して住めない、特に若い人が戻らないなど再除染を要望する声は後を絶ちません。

国が示した実施手順に基づくフォローアップ除染の実施状況について尋ねます。

国との個別協議によらず、市町村が自らの判断でフォローアップ除染を実施できるようにすべきと思いますが県の考えを尋ねます。

住居等から20メートルは除染の対象になっていますが、除染特別地域において、住居等の近隣の林縁から20メートルを超える森林についても除染を実施するよう国に求めるべきと思いますが県の考えを尋ねます。

八、避難者支援について

避難者支援についてです。

3月末、帰還困難区域を除く避難指示が解除となりました。

県の避難者の捉え方は、避難先の自治体に家を建てたか買ったか、復興住宅に入ったかで除き、自主避難者は今年の3月31日で住宅支援を打ち切ったのでゼロにしました。

しかし、市町村の扱いは、住民票があって実際にふるさとに戻ってなければ避難者として扱っています。自主避難者1万人、市町村との乖離がある2万4千人も避難者とし

てみれば、約9万人の避難者となり、県が認める避難者5万5千人とは大きな差があります。

8日付けの地元新聞でも、住宅問題は単に住宅問題ではない、仮設と借り上げ住宅をゼロにするのが行政の仕事でない。自立できる人も、他人の力を借りて暮らさざるを得ない人も、ひとしく安心して暮らせる住まいと生活環境を整えるのが復興のゴールであると論評しています。

避難者の捉え方を見直し、必要な支援を今後も行うべきと思いますが県の考えをお聞きします。

九、医療・介護・福祉型の県政について

医療・介護・福祉型の県政についてです。

「世界で一番企業が活躍しやすい国」を目指すアベノミクスの4年間は、日銀の異次元金融緩和や大企業減税の下で、大株主や富裕層に巨額の富がもたらされ、大企業の内部留保金は、国の年間予算の4年分以上の403.4兆円になりました。一方、この20年間で労働者の平均賃金は55万円も下がり、年収2,000万円以上のごく一部の高額所得者と年収500万円以下の生活者の大幅増で、中間層がやせ細りました。貧困が広がり、日本の貧困率はOECD34か国中ワースト6位です。

年金では生活できない人が増え、家賃・教育・医療費問題など困窮の度合いも広がっています。日本共産党は、消費税増税をしなくても、大企業・富裕層への減税を改め、また、タックスヘイブンを許さないなど公平で公正な税制、応能負担を原則とすれば、学費の無償化など十分対応できると政策を発表しています。国が本格的に取り組まなければならないのは、医療・介護・福祉に予算を確保し、政治の基本である国民の命と暮らしを守る施策を充実させることです。

原発被害を受けた本県の実情は、中でもその矛盾と困難を一層抱えていることから国の責任は重要です。県内全域が風評被害をうけ、特に浜通りは、医療や介護にあたる方々の人手不足は深刻で、高齢者を中心に帰還した住民への対応やいわき市のように避難者を多く受け入れた自治体へ特別な手立ても必要です。

今年度中に県が策定する地域医療計画、高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画、障がい福祉計画及び国保事業の県への移管は、いずれも来年4月からスタートすることになっていますが、国が診療報酬等の引き下げを狙っていてどの計画も県民にとって大き

な負担が予想されます。

原発被災を受けた本県の特に、浜通りの実状を十分考慮した運営費や人件費の確保は非常に重要です。

避難地域の介護施設及び介護事業所の運営費について、国に財政支援を求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

避難地域の障害福祉サービス事業所の運営費について、国に財政支援を求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

浜通り地方の医師、看護職員を確保するため、県はどのように取り組んでいるのか尋ねます。

6月議会で神山議員が相双地域の人工透析医療が深刻で宮城県の病院まで通わざるをえないと改善を求めました。機器設置支援の補正予算はつきましたが、機器に見合った患者を受け入れられるのか心配されます。

県は、相双地域の透析医療提供体制の整備にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

原発事故でも避難せず診療を続けてきた高野病院で院長不在、休院の危機に陥っていると地域住民の不安が広がっています。医療環境は原発事故前には程遠く、医師や医療スタッフ確保の費用も高騰し、支援も実態に合わないといえます。双葉地方は入院病床はここだけで、休院になればこの地区だけでなくいわき市など近隣にも大きな影響を及ぼします。

県による運営費支援の人件費基準額が実態に合っていないとの声も聴いていますが、避難地域における医療機関の人材確保に対し、実態に応じた財政支援が必要と思いますが県の考えを尋ねます。

十、国民健康保険事業について

国民健康保険事業についてです。

国民健康保険事業の財政運営が市町村から県に移管されますが、国保財政は近年低所得者や高齢者などが多く加入するなど厳しい運営状況です。市町村から県に移管されたとしても厳しさは同じです。

国保税の決定は市町村の自主性を尊重すべきと思いますが県の考えを尋ねます。

避難指示区域等における国保税の減免について、継続的な財政支援を国に求めるべきと思いますが県の考えを尋ねます。

国保制度における国の負担割合を引き上げるよう求めるべきと思いますが県の考えを尋ねます。

十一、児童虐待問題について

児童虐待問題についてです。

厚労省のまとめで、児童虐待の件数が2016年度、12万2,578件と過去最多となったことが発表されました。福島県は前年度比1.81倍、956件と増加率全国一となっています。福島県は人口4万人に一人という児童福祉司の配置基準も達成していません。

県は、児童虐待件数の増加率が全国で最も高くなったことについて、どのように分析しているのか尋ねます。

児童福祉司の配置基準を早期に達成すべきと思いますが県の考えを尋ねます。

県有児童関係施設の改修について県の考えをお聞きします。

また、すでに県議会で採択されていますが、児童心理治療施設を早急に設置すべきと思いますが県の考えを尋ねます。

十二、農業問題等について

農業問題等についてです。

各地の県主催の米の全量全袋検査に対する意見聴取会や、JA 予算要望でも、ぜひ続けてほしい、特に米の卸売り業者は検査していることが当然で安心安全をクリアして販売できるといいます。

米の全量全袋検査は、国の財政支援を求めながら、継続すべきと思いますが県の考えを伺います。

稲作農家を支える「農業者戸別所得補償」が来年度から完全になくなります。大規模

農家では数百万円の減収になるともいわれ、農業県の本県でも離農が進むと心配されています。東北地方を中心に復活を求める意見書が50の議会で上がっています。欧米では当たり前の政策で、主食であるコメの生産に責任を持つのは当然です。

「農業者戸別所得補償」の復活も含めた農業経営の安定化を図る制度の整備を国に求めるべきと思いますが県の考えを尋ねます。

実感としてイノシシの減少が感じられないというのが農業者の皆さんの声です。イノシシの生息状況を的確に把握し、管理計画を見直すべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

県は、捕獲したイノシシの処分についてどのような方法を検討し、市町村を支援するのか尋ねます。

十三、中小商工業の支援について

中小商工業の支援についてです。

イノベーション・コースト構想は、福島復興特措法で国家的プロジェクトと位置付けられましたが、避難住民の参加と地元企業の参入が必要です。

県は、福島イノベーション・コースト構想における地元企業の参画にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

福島県中小企業振興基本条例が今年度改めて見直しされ、小規模企業者を県民全体で支援をするとしました。福島県の有効求人倍率は下がり気味で、一層の支援が必要です。復興事業が減ってきている事もあり新たな発想での支援が求められます。

地震津波被害で被災者生活再建支援法に基づく基礎支援金を受けていても追加支援金を受けていない、家を再建できていない方は3割以上います。

津波・地震被災者に対する支援と中小企業の仕事おこしを兼ねて、住宅リフォーム事業を推進すべきと思いますが県の考えを尋ねます。

十四、地域づくりについて

地域づくりについてです。

4月13日、共産党県議団は、二本松市東和地区の「ゆうきの里東和」を視察しました。創意工夫で農村の振興に取り組み、原発事故の影響や風評を克服し頑張っています。

た。

美しい村などはじめからあったわけではない・美しく暮らそうと言う村人がいて・美しい村になるのであると柳田國男の話をいただきましたが、長年の努力が積み上げられた地区でした。循環型の堆肥づくり、若い女性を受け入れられる「ワイン作り」、東京や各地から来る子どもたち100人の受け入れ可能な農家民宿、Uターン・Iターンも含め多用な次世代農業者作り、お年寄りも働ける「たくあん」や「桜餅」など地元食材開発など、もともとある現地の力を強め、創意工夫で先進的な取り組みを行い循環型経済を実現しているもので教訓に富むものでした。

県は、創意工夫をいかした農村の地域づくりを推進するためどのように取り組んでいくのか伺います。

総務省の発表では、今年1月1日時点の人口動態調査によると、福島県内の人口は東北で最大の減少とのことでした。しかし、県内を見ると大玉村や新地町が3年連続で増えている、中でも大玉村は40年間にわたり人口増を続けています。

人口が増加している県内自治体の子育て支援や住宅対策の取り組みを県全体に広げるために、県はどのように取り組んでいくのか尋ねます。

急激に増加した未婚率が課題になっています。個人の生き方の尊重は重要ですが、結婚に踏み切りたい方に支援を行うことも大事です。NHKスペシャルで民間住宅費に1万円の家賃助成をすれば40代の独身者が一割、37万人減ると報道されていました。1万円の支援とはいえ、一つのきっかけ、新しいスタートとなります。

所得の低い若年の単身者や夫婦世帯に対し、民間賃貸住宅の家賃補助を行うべきと思いますが県の考えをお聞きします。

十五、生活交通の確保について

生活交通の確保についてです。

原発事故により福島県は、全国に先んじて過疎・高齢化・少子化などが進み避難地区のみならずバス路線がなくなっています。

過疎地域における生活交通の確保について、県の考えを尋ねます。

以上で終わります。

答弁

一、核兵器禁止条約について

内堀雅雄知事答弁

宮川議員の御質問にお答えいたします。

核兵器禁止につきましては、平成十二年七月に県議会において決議されました「非核平和福島県宣言」にもありますように、福島県民全ての願いであります。

国においては、核兵器のない社会と恒久平和の実現が図られるよう、核軍縮に向けた議論を深めていくべきと考えております。

次に、柏崎刈羽原発につきましては、東京電力福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に、国及び東京電力の責任において検討されるべきものと考えております。

引き続き、国及び東京電力に対し、県民の強い思いである県内原発の全基廃炉を強く求めていくとともに、再生可能エネルギーの飛躍的な推進を図り、本県復興の基本理念である「原子力に依存しない社会づくり」の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

二、働き方改革について

商工労働部長

時間外労働の上限の法制化等につきましては、本年六月に国の労働政策審議会において、時間外労働の上限規制や前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息、いわゆる勤務間インターバルを確保する法改正を行うよう厚生労働大臣に提言がなされ、現在、国において法改正に向けた検討が行われていることから、今後も国の動きを注視してまいります。

次に、長時間労働の是正につきましては、仕事と家庭生活の両立や健康の確保を図るために重要であることから、福島労働局と連携して事業所を直接訪問し、時間外労働の削減や年次有給休暇等を取得できる環境づくりに取り組むよう要請しているところであります。さらに、県では、県内の企業に対しイクボス宣言や次世代育成支援企業認証の取得を働き掛けており、引き続き、福島労働局等と連携して長時間労働の是正を始めとする働きやすい職場づくりの推進にしっかりと取り組んでまいります。

三、教員の多忙化解消について

教育長

教員の勤務実態調査の結果につきましては、本県の公立小中学校教員の在校時間は、

本年4月に公表された文部科学省の教員勤務実態調査の結果よりも長く、高等学校教員の在校時間は、比較する全国のデータはないものの、本県小中学校教員と同様の傾向となりました。また、従事する業務については、校種を問わず成績処理や授業準備に多くの時間を掛ける教員の割合が高く、さらに、中学校及び高等学校の教員の勤務時間外の業務においては、平日、土日を問わず、部活動に最も多くの時間を費やし、多忙と感じる教員の割合が高いという状況が判明したところであります。

次に、教員の多忙化解消に向けた取組につきましては、実態調査の結果を踏まえ、教職員多忙化解消プロジェクトチーム一において、部活動の在り方を始めとする具体的な方策を盛り込んだアクションプランを年度内に策定し、保護者や地域の方々にも理解を得ながら、取り組んでまいりる考えであります。

次に、公立中高等学校の部活動における休養日につきましては、これまでも、生徒や教員の健康面への配慮から、週1日程度設けるよう指導してきたところであります。今後は、県中学校・高等学校体育連盟や高等学校文化連盟、PTA連合会などの関係団体とも連携しながら、教職員多忙化解消拡大プロジェクトチームにおいて、具体的な方策を検討し、部活動における休養日を確実に実施できるよう取り組んでまいります。

四、原発問題について

企画調整部長

東京電力の新経営陣による発言につきましては、東京電力は、安全かつ着実な廃炉作業、福島第二原発の廃炉、的確かつ迅速な損害賠償に責任を持って取り組むべきと考えております。県といたしましては、東京電力に対し、これらの実施を引き続き、求めてまいりる考えであります。

次に、東京電力福島第二原発の廃炉につきましては、これまで国及び東京電力に対し繰り返し求めてきており、本年6月にも、東京電力の会長、社長等の新経営陣に対し、改めて知事から直接求めたところであります。今後とも、あらゆる機会を捉えて強く求めてまいりる考えであります。

五、エネルギー基本計画の見直しについて

企画調整部長

エネルギー基本計画につきましては、本年八月から見直しに向けた議論が進められておりますが、エネルギー政策は、東京電力福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に、国の責任において検討されるべきものと考

えております。

六、賠償問題について

原子力損害対策担当理事

商工業等の営業損害につきましては、これまで、東京電力に対し、未請求者への請求手続の一層の周知と相談窓口での誠意ある対応を行うとともに、事業者の被害の状況を丁寧に向い、損害の範囲を幅広く捉えて、賠償を柔軟に行うよう求めてきたところであります。引き続き、商工団体等と連携した原子力損害対策協議会の活動等を通し、事業者の立場に立った賠償が的確になされるよう取り組んでまいります。

次に、避難指示区域外における農林業に係る営業損害につきましては、平成三十年一月以降の賠償の方針が定まっていないことから、原子力損害対策協議会の活動等を通し、農林業者等の意見を十分に踏まえた賠償基準を早期に取りまとめるよう、東京電力に強く求めているところであります。引き続き、JA等の関係団体と連携し、被害の実態に見合った賠償が的確になされるよう取り組んでまいります。

次に、病院の営業損害につきましては、これまで原子力損害対策協議会の要望・要求活動等を通し、国及び東京電力に対し、損害がある場合には賠償が継続することを繰り返し確認するとともに、事業者からの相談や請求に丁寧に対応し、個別具体的な事情をしっかりと伺いながら、的確かつ迅速に賠償を行うよう強く求めてまいりました。引き続き、事業の再建につながる賠償がなされるよう取り組んでまいります。

次に、営業損害に対する賠償金の非課税措置につきましては、被災地域全体における税制の在り方を踏まえながら、被害者救済の視点を十分に反映させるよう国に求めてきたところであり、引き続き、原子力損害対策協議会による要望活動等を通し、働き掛けてまいる考えであります。

七、除染対策について

生活環境部

フォローアップ除染の実施状況につきましては、7月末現在、国が除染を行う除染特別地域では、富岡町や川俣町など9市町村で実施されており、市町村等が除染を行う汚染状況重点調査地域においては、相馬市及び南相馬市の合計約140戸で実施されております。また、フォローアップ除染の実施に向けた事後モニタリングについては、白河市及び南相馬市においては実施中であり、福島市においては、その準備が進められているところであります。

次に、フォローアップ除染の実施につきましては、国は、事後モニタリング等で、除染効果が維持されていないと確認された箇所において現地調査を行い、現場の状況に応じて実施の必要性を個別に判断しております。県といたしましては、国に対し、これまでの知見等を踏まえ、フォローアップ除染がより簡便な手順で迅速に実施されるよう、引き続き、求めてまいる考えであります。

次に、住居等の近隣の林縁から20メートルを超える森林の除染につきましては、国のガイドラインにおいて、3方を森林に囲まれ、線量が周辺より高くなっている居住地については、除染の効果を確認した上で、実施することとしております。県といたしましては、引き続き、必要な除染が確実に実施されるよう、国に対し、求めてまいる考えであります。

八、避難者支援について

避難地域復興局長

避難者への支援につきましては、住まいの状況などによる統計的な把握とともに、応急仮設住宅退去後も支援を必要とする方を幅広く捉え、復興支援員等による戸別訪問や生活再建支援拠点での相談対応などによりそれぞれの課題に応じていくほか、必要な情報を提供するなど、今後とも避難者の個々の事情に応じたきめ細かな対応に努めてまいります。

九、医療・介護・福祉型の県政について

保健福祉部長

避難地域の介護施設等の運営費につきましては、これまで、介護職員の派遣による運営支援を実施するとともに、今年度は新たに、県内の社会福祉法人から人的支援を受けた際の経費や通勤手当、求人活動費の支援を行っております。また、国に対して、運営費支援の更なる拡充を要望し、来年度予算の概算要求に盛り込まれたところであり、引き続き、予算の確保に向けて取り組んでまいります。

次に、避難地域の障害福祉サービス事業所につきましては、被災事業所への支援を行う拠点にコーディネーターを配置し、事業所の再開や経営上の課題等に応じ、アドバイザーの派遣による助言を行うなどの支援を行っております。今後とも、コーディネーターの活動を通してきめ細かな状況把握に努めながら、事業所の声をしつかり受け止め、必要に応じ、国に対し支援を求めてまいります。

次に、浜通り地方の医師、看護職員の確保につきましては、県立医科大学に医師を配

置し、浜通り地方の医療機関へ重点的に配置するほか、県外からの医師、看護職員の雇用等に要する人件費の補助を行っているところであります。また、原子力発電所事故の影響により、人材の確保が特に困難な双葉郡等の病院を対象として、看護職員の住宅確保や一時金支給などに要する経費を支援しており、引き続きこれらの取組を通じて医師、看護職員の確保に努めてまいります。

次に、相双地域の透析医療提供体制の整備につきましては、透析患者の受入枠の拡大や新規に透析医療を実施しようとする医療機関に対し、機器等を整備する経費や医療従事者の技術向上に要する経費の補助を行い、地域内での透析患者受入体制の整備を図ってまいります。

次に、避難地域における医療機関の人材確保につきましては、再開した医療機関等との意見交換のほか、福島相双復興推進機構、いわゆる福島相双復興官民合同チーム等との連携による経営への助言などを踏まえ、現場の実情に即した支援を行っております。今後も引き続き、地域の状況の変化に的確に対応しながら、人材の確保に結び付く財政支援を行ってまいります。

十、国民健康保険事業について

保健福祉部長

国保税率につきましては、財政運営の責任主体が県へ移管されることに伴い、県は、市町村ごとの納付金額を決定し、準保険料率を算定しますが、国保税の賦課はこれまでどおり市町村の権限であることから、市町村は標準保険料率を参考に国保税率を決定することとなります。

次に、避難指示区域等における国保税の減免につきましては、来年度以降も国の財政支援が継続されるよう、引き続き国に要望してまいります。

次に、国保制度における国の負担割合の引上げにつきましては、国保広域化後の財政基盤を強化するため、全国で総額3,400億円の追加の財政支援を平成30年度以降、毎年、国が行うこととなっております。県といたしましては、この財政支援が今後も確実に実行されるよう、全国知事会とも連携しながら、様々な機会を通して強く要望してまいります。

十一、児童虐待問題について

こども未来局長

児童虐待件数の増加につきましては、平成28年度の心理的虐待の件数が前年度に比

べて2.4倍となっており、中でも、警察からの通告件数が大幅に伸びております。これは、家庭内での配偶者等への暴力を児童が目撃したことによる心理的虐待について、早期発見及び被害拡大防止の観点から、虐待が疑われる情報を、警察から児童相談所へ幅広く通告することとされたことが、大きな要因であると分析しております。

次に、児童相談所の児童福祉司につきましては、国の新たな配置基準に基づき、平成31年度までに50名を配置することとされており、本県では、平成29年4月1日現在、児童福祉司を46名配置しております。引き続き、職員の適正な配置に努めてまいります。

次に、県有児童関係施設の改修につきましては、施設の状況を踏まえ、子どもたちの生活の場の安全性、快適性などを重視しながら計画的に改修を行っております。

次に、児童心理治療施設につきましては、虐待の影響や発達障がいなどにより特別なケアが必要な児童のための施設であり、本県の実情に応じた在り方について検討を行ってまいりました。先月、国において、児童福祉施設の在り方も含め、子どもの支援について新たな指針を示したことから、その方向性を踏まえながら、引き続き、児童心理治療施設の在り方について検討してまいります。

十二、農業問題等について

生活環境部長

イノシシ管理計画につきましては、これまでの捕獲頭数と自然増加率から全国的に使われている統計手法を用いて生息頭数を推定し、平成31年度までに安定生息数まで減らすことを目指して毎年1万7千頭から1万8千頭の捕獲に取り組むとともに、今後とも定点カメラの観測結果に基づく経年変化や生息情報、発信器を装着し得られた行動圏情報、農業被害額の推移等を踏まえ、専門家の助言を得て、管理計画に示した対策の効果を検証してまいります。

次に、捕獲したイノシシの処分につきましては、猟友会等と連携し、埋設処分に関する地域の合意形成への支援や既存の焼却炉を活用する際に必要となる解体作業の担い手の確保、さらには、微生物による分解処理などの新たな手法も視野に検討を深め、対応に苦慮する市町村に対し、地域の実情に合った複数の効果的な処分の仕組みが提示できるよう取り組みを進めてまいります。

農林水産部長

米の全量全袋検査につきましては、東京電力の賠償金と国の補助金で運営しておりま

すが、30年産米以降の方向性を検討するため、消費者、大手量販店、生産者、集荷事業者、JA、市町村等から幅広く意見を聴いているところであります。

次に、農業経営の安定化を図る制度につきましては、米価が下落した際に収入を補填する「収入減少影響緩和交付金」、新規作物の導入や営農規模の拡大など農業経営全体のセーフティネットとして平成31年からスタートする「農業経営収入保険制度」の円滑な運営について、国に求めているところであります。

十三、中小商工業の支援について

商工労働部長

福島イノベーション・コースト構想における地元企業の参画につきましては、実用化開発への助成や、ビジネス交流会の開催のほか、ロボット分野における協議会の創設等により、地元企業による新規参入や事業拡大等の支援を行っており、エネルギーやロボットを始めとする重点分野において、構想到参画する地元企業が増加しているところであります。今後さらに、本年七月に設立した福島イノベーション・コースト構想推進機構を通して、各種プロジェクトの取組状況等を積極的に発信することにより、構想の認知度や参入意欲を高め、地元企業の参画を一層促進してまいる考えであります。

土木部長

住宅リフォームにつきましては、空き家の活用や住宅の耐震化、断熱化などを促進するための補助事業を実施しているところです。県といたしましては、津波・地震被災者に対する支援や中小企業の仕事おこしにもつながるこれらの事業を着実に推進してまいる考えであります。

十四、地域づくりについて

企画調整部長

人口が増加している県内自治体の取組につきましては、本県の地方創生を推進する上での参考とするため、先月、有識者会議による大玉村の現地視察を実施したところであります。人口減少対策においては、特に若い世代への支援が重要であると認識しており、子育て支援や住宅対策を始め、県内自治体の特徴ある取り組みを広く発信し、その成果を県内に普及させてまいる考えであります。

農林水産部長

農村の地域づくりにつきましては、地域の農産物を活用した新商品開発、地域産業6次化に取り組む人材育成、地域団体商標の取得による地域ブランドカの向上と販売力強化、新規参入者の呼び込みから定着までをサポートする受入体制の整備など、様々な取組を総合的に支援しております。また、優れた取組の表彰事業や先進事例の情報発信により、引き続き、地域活性化に向けた特色ある地域づくりを推進してまいります。

土木部長

所得の低い若年の単身者等に対する家賃補助につきましては、国において、住宅セーフティネット制度が創設され、住宅の確保に配慮を要する者が県や中核市に登録された住宅へ入居する場合に、新たに対象となりました。県といたしましては、登録事務を的確に進めるとともに、地域の住宅事情に精通した市町村が補助制度を円滑に活用できるよう、技術的助言を行うほか、関係団体と連携し、賃貸事業者への制度の普及に努めてまいります。

十五、生活交通の確保について

生活環境部長

過疎地域における生活交通の確保につきましては、住民が安心して日常生活を送る上で重要な要素であることから、これまでも市町村が主体的に運行する路線バスやデマンド型乗合タクシー事業で生じる経常損失額の一部について、県が独自に補助しているところであり、過疎法が適用される過疎地域については、補助率を高く設定しております。今後とも、過疎地域における交通弱者の増加や運転免許自主返納等の状況を踏まえ、市町村の意見を伺いながら、支援に取り組んでまいります。

<再質問>

官川県議

再質問をさせていただきます。

まず知事に2点です。1点目は核兵器禁止条約についてですが、いろいろ今までも核廃絶のために取り組んできたというお考えはとても大事だと思います。私は今年の7月7日に具体的に国連でこれから締結されようとしている条約なんですけど、北朝鮮問題に連動するものであり、県民の中からは原発が心配だとかいろいろな声があるわけです。そういう点では地方からの声を（届ける）、直接署名して欲しいという、政府に対する働きかけというのは県民の願いでもあり大事なことではないかと思うので、もう一度ご

答弁頂きたいと思います。

「ヒバクシャ署名」と言いますが、とてもリアルといいますかね、被爆者の方の声が、この世界を動かしたという、核兵器廃絶につながっていたと思うんですね。被爆者の方が経験した本当に無差別の殺傷と、真っ黒に焦げて炭になった屍とか、ずる剥けの体で無言で歩き続けた人々の例とか、そういう(悲惨な)思い(経験をして)、それから70年過ぎた今日も後遺症に苛まれているという、こういう中ですね、本当に(核兵器廃絶の)思いは強いわけです。ですからぜひ地方から(核兵器禁止条約に署名するよう)声をあげてほしいと思いますので、もう一度お願いします。

それから、2点目の柏崎刈羽原発の再稼働の中止を国と東電に求めることですが、原子力推進のオンパレード、原子力委員会、それからエネルギー基本計画、そして規制委員会はいつの間に推進委員会になったのかという県民の声ですね。本当に事故の今の状況を見ますと、柏崎刈羽原発の再稼働中止は、やっぱり知事に東電と国に言ってもらいたいというのは本当に県民の願いです。私と神山議員は2007年の7月に新潟中越沖地震で、東電のこの原発が火災が発生したあとに行ったんです。

確かに原子炉建屋だけは耐震化されていたんですけど、そのほかは(壊れて)見るも無残な状態だったんです。

そして驚いたのは、(建てられていたのが)砂地だったんですね。こういうところに建てられた原発だったのかと、非常にショックを受けたということを今も覚えております。そして福島原発と同じ軽水炉なんですね、柏崎は。そういう意味においては、福島原発の事故はまだ解明されていないというそういう状況の中で再稼働していいのかということは、非常に県民の疑問です。

ぜひですね、再稼働中止を、県民の思いを国と東電に届けてほしいと思うんですけど再度答弁をお願い致します。

それから農林水産部長に再質問なんですけれど、米の全量全袋検査というのは、福島県の農産物そのものに対する信頼というか、大きなものがあるんです。きめ細かく部長は意見を聞いていると言いますが、国にちゃんとと言わないとダメだと思うんです。共産党は政府との交渉で、これは続けてほしいと言いましたら、かえって風評被害を広げることになるんじゃないかという(見方もあるという)のが政府の答弁だったのですが、やっぱりちゃんと届けてほしいと思いますので、再答弁をお願い致します。

<再答弁>

内堀雅雄知事

宮川議員の再質問にお答え致します。

誰もが願ってやまない核兵器の廃絶と恒久平和につきましても、核軍縮に向けた国際的な枠組みや、核兵器禁止条約に盛り込まれた理念など、様々な過程や議論を通じて実現されるべきものと考えております。

次に、柏崎刈羽原発につきましても、未だ多くの課題が山積をしている福島県の現状を踏まえ、住民の安全・安心の確保を最優先に国及び東京電力の責任において検討されるべきものと考えております。また、福島県と致しましては、国及び東京電力に対し福島県民の強い思いである県内原発の全基廃炉を引き続き強く求め、ことあるごとに申し上げるべきことを申し上げてまいります。

農林水産部長

再質問にお答え致します。

全量全袋検査につきましても、今年で5年目を迎えたわけでございます。議員ご指摘の通り、米の安全性について重要な役割を果たしている一方で、実際に検査に従事されている方々からしますと、大きな負担になっているというお声も伺っております。そういったことから、現在、消費者、生産者、流通関係者、そういった方々から幅広くお声を頂いてるところでございます。

<再々質問>

宮川県議

再々質問させていただきます。

知事に原発の再稼働中止を求めることですが、やっぱりですね、具体的に柏崎刈羽(原発)問題で言って頂きたいと思うんです。只見町はですね、2014年の8月26日に、この区長会会長名、以下26人の区長が連名で柏崎刈羽原発の再稼働中止を求める意見書を新潟県知事と東京電力に出しているんですね。本当に原発がなくても電気は足りていると、経済の理論ではなくて人命重視の視点だと、そして私たちは越後山脈の山裾の山紫水明の地にいると。原発の東方50kmから60kmにある只見町を追われることを心配しているというのが要望書の内容なんですね。県民がこのように言っているわけで、本当に知事の役割は大事だと思うんです。

それからですね、規制委員会の委員長の記者会見の今日の新聞ですか、見ました。

「迷走。福島第一原発の事故を起こした東電の適格性について、規制委員会の議論が迷走して説明不足と批判が高まった」と。つい少し前までは「資格はあるのか」と言って、ころっと手のひらを反して、自分がやめるときにこんなこと（6、7号機審査で来月4日にも事実上の合格）を言っていくというのは怒り心頭ですね。これは私の声ではなくて県民の声ですよ。規制委員会ではなくて推進委員会とみんな言っていますから。

こういう県民の思いを考えれば、ぜひ知事、具体的に再稼働中止を言ってほしいという事で、もう一度再質問致します。

それから、こども未来局長の虐待件数分析の理由なんですけれども、全国同じですよ、これは。そんなふうなことでいいのかなと思います。再度答弁をお願い致します。

それから土木部長にですが、若年の方の住宅支援が国で始まるということなんですけれども、すごく待たれております。どういうふうなスケジュールというか、どのぐらいで具体的にになっていくのかお示し頂きたいと思います。

それから避難地域復興局長ですが、避難者の捉え方ですね。きめ細かい（対応）と言っても、避難者の数字から消えていっちゃってどういうふういきめ細かく（対応）するんですか。避難者を支援してる方からの聞き取りですけど、複合的要因ですけど自殺した人、ホームレス状態になった人、病気でも住宅（支援）を打ち切られた人、転居費用がない人、生活保護を申請しても、子どもの大学進学費のための貯金があったとの理由で認められなかった人、それでも支援組織にたどり着いてくれればいいと、こういうふうに言ってます。

知事は最後の一人まで避難者に寄り添うという立場なんですけれども、避難者として数字に出なければ寄り添うことは出来ないと思うんですよ。ですから、これは避難者の捉え方をちゃんとして、必要な支援を柔軟な対応も含めてやるべきですよ。だって何の罪のない人達が、どういうふうなその後の経過があったにしても、原発事故なければこういう目にあわなかったわけですから。再度答弁をお願い致します。

それから教育長に教員の多忙化解消についてですが、本当に全国でもひどいんですけど、この福島県もそれよりひどいと。これは緊急を要します。ですから緊迫性をもって取り組んでいただきたいと思いますが、再質問します。

そして部活動に追われる中学校、高校の先生なんですけれども、本当にいろいろ厳しいル

ールでと言いますけれど、もう一步踏み込んで、これが本当に確実に週一度でも休養ができるようにやってほしいと思うんですが、もう少し突っ込んだ答弁をお願いしたいと思います。以上です。

<再々答弁>

内堀雅雄知事

宮川議員の再質問にお答え致します。

原子力政策につきましては、2011年3月の東京電力福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえ、住民の安全安心の確保を最優先にして検討されるべきものと考えているところでございます。また、福島県と致しましては、今回のこの原発事故の非常に厳しい状況、そして、その後の復興への苦労、こういったものを国内外に発信するとともに、福島県の復興の基本理念であります、原子力に依存しない社会づくりの実現に取り組んでまいります。

土木部長

再質問にお答え致します。

低額所得者への住宅対策・家賃補助につきましてはの今後のスケジュールについてでございます。この制度につきましては、今年度4月に法律が公布されまして、10月25日に施行されます。現在、国から種々、説明会等を、制度の運用について関係する市町村と説明を受けているところでございまして、その制度設計については市町村と連携をしまして、できるだけ早期のうちに制度を構築してまいりたいというふうに考えております。

避難地域復興局長

再質問にお答え致します。

3月で仮設住宅の供与を終了致しました、避難指示区域以外からの方々につきましては、今後も支援をですね、継続して必要な方がいるものというふうに認識をしております。そういった方々に対しても、必要に応じまして相談対応ですとか、個別訪問による見守り、情報提供等の支援をしていく考えであります。具体的にですね、3月末までに退去された方々に対して、相談窓口のあらためての周知ですとか、全国の避難者情報システムへの届け出のお願いの文書をいま発送しているところでございまして、そういった周知を図りながら、今後も支援を継続して参りたいと考えております。

こども未来局長

再質問にお答え致します。

先ほども答弁いたしましたとおり、心理的虐待の件数が増加しているという中で、うち警察からの通報件数が前年比で3.2倍となっております。これは先ほども口頭で申しあげました早期発見及び被害拡大防止の観点から虐待が疑われる情報を警察から児童相談所へ幅広く通告するということが徹底されたということに加えまして、社会全体の児童虐待の関心が高まったということが相まって、増加しているというふうに考えております。

教育長

再質問にお答え致します。

今回の調査結果につきましては、全国と比較いたしましても、長時間労働の実態が深刻であるというふうに受けとめております。部活動などにつきましても、なかなか学校独自では実行が上がってきていないということもありまして、今回は拡大プロジェクトチームということで、教育委員会の外のですね、PTAであったり高文連、高体連などそういう外部の関係のみなさまを交えた会議を設置しておりますので、そちらの皆さんのご協力も得ながらですね、実効性のある方策を検討してまいりたいと考えております。

以上